

ストップ!

悪臭

悪臭を出さないために

操業上の注意点

- ◇悪臭が発生する原材料は、極力使用しない。
- ◇悪臭原因物質の撤去、除去を行う。
- ◇悪臭原因物質の搬出・搬入及び保管の方法を改善する。
- ◇常に事業所内の清掃を心掛け、励行する。
- ◇苦情原因となる作業は、周囲への影響に配慮し行う。

装置・設備の注意点

- ◇作業場等建屋を密閉し、臭気の漏出を防止する。
- ◇生産・作業工程での設備の密閉化を図る。
- ◇捕集設備(ダクト等)を設置、改善する。
- ◇においの性質にあった脱臭装置(燃焼、活性炭吸着等)を検討し、設置する。
- ◇処理装置等設備の維持管理に留意し、正常稼働させる。
- ◇周囲への影響に配慮し、煙突・換気扇等排出口の「位置」及び「高さ」を設定する。

苦情が起きてから対策をするのでは、精神的にも経済的にも負担が大きいか、事業場のイメージも損ないかねません。そのようなことにならないよう、日頃から悪臭を未然に防ぐよう取り組みましょう。

悪臭の現状

悪臭とは

- 工場・事業場はもちろん、日常生活からもいろいろなにおいが発生します。
- 悪臭は、不快感や嫌悪感を与える感覚公害の一つです。
- 慣れたにおいでも、悪臭と感ずる場合があります。
- 良いにおいでも、濃度によっては不快に感ずることがあります。

においの強さ

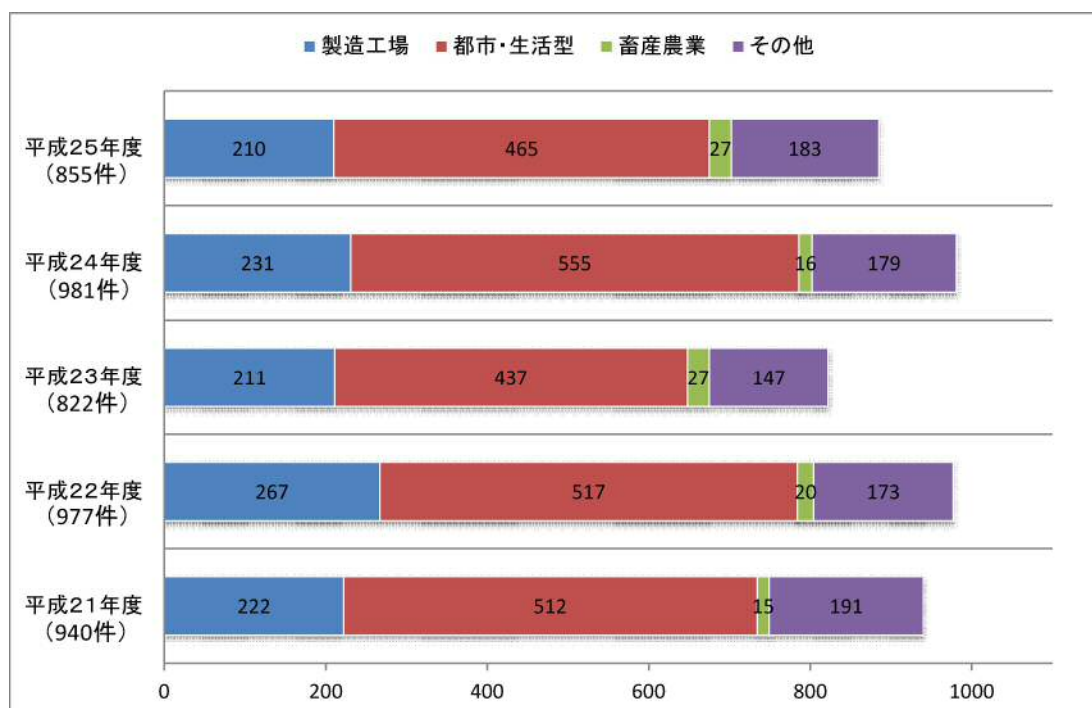
- においの程度は、6段階に区分されています。
- 人の嗅覚については、個人差がありますが、一般には、臭気強度2.5から3.5を超えると不快感を覚えます。

臭気強度	においの程度
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいであるかがわかるにおい
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

苦情の実態

- 平成25年度の苦情件数を発生源別にみると、都市・生活型の苦情が465件と最も多く、全体の54%を占めています。

《悪臭苦情内容の内訳》



悪臭防止法に基づく規制

○規制地域

大阪府全域が悪臭防止法の規制地域に指定されています。

○規制手法、規制基準

悪臭防止法では、アンモニアなど特定悪臭物質濃度または臭気指数のいずれかの規制手法により規制することとなっています。（大阪府域では市町村ごとに規制手法がことなります。）

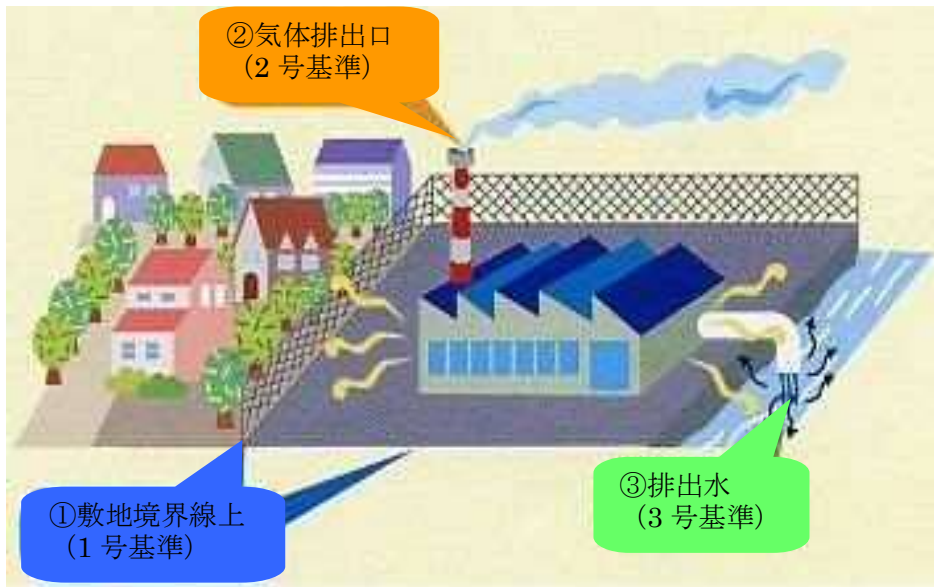
◇臭気指数による規制 大阪市、堺市、岸和田市、吹田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、松原市、箕面市、高石市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町（平成 27 年 4 月 1 日現在）

◇特定悪臭物質による規制 上記以外の市町村

※規制基準には、

- ・敷地境界線上の規制基準〔1号基準〕
- ・気体排出口の規制基準〔2号基準〕
- ・排出水の規制基準〔3号基準〕

の3つの規制基準が設定されています。



○報告徴収・立入検査

市町村長が必要に応じて実施します。

○行政措置

改善勧告、改善命令はともに市町村長が行います。

改善命令に違反した者には罰則が科せられます。

特定悪臭物質による規制

- 悪臭防止法によりアンモニアなど22物質が特定悪臭物質として規定されています。
- 工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制基準が定められています。
- 大阪府内市町村の敷地境界線の規制基準値は臭気強度2.5に相当しています。

大阪府内市町村の規制基準値

①敷地境界線上の基準〔1号基準〕

特定悪臭物質	規制基準値	においの種類
1. アンモニア	1 ppm	し尿のようなにおい
2. メチルメルカプタン	0.002	腐った玉ねぎのようなにおい
3. 硫化水素	0.02	腐った卵のようなにおい
4. 硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのようなにおい
5. 二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツのようなにおい
6. トリメチルアミン	0.005	腐った魚のようなにおい
7. アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青ぐさいにおい
8. プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
9. ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
10. イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
11. ノルマルバレルアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
12. イソバレルアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
13. イソブタノール	0.9	刺激的な醗酵したにおい
14. 酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのようなにおい
15. メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナーのようなにおい
16. トルエン	10	ガソリンのようなにおい
17. スチレン	0.4	都市ガスのようなにおい
18. キシレン	1	ガソリンのようなにおい
19. プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱいにおい
20. ノルマル酪酸	0.001	汗くさいにおい
21. ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下のようなにおい
22. イソ吉草酸	0.001	むれた靴下のようなにおい

(注) ppmとは、ごく微量の濃度を表す単位で100万分の1を意味し、空気1m³に1cm³の物質が含まれている場合、この濃度の物質を1ppmといいます。

②排出口の基準〔2号基準〕

規制基準値は、特定悪臭物質（アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの13物質）の種類ごとに計算式により求められた流量として定められています。

③排出水中の基準〔3号基準〕

規制基準値は、特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの4物質）の種類及び排出水量ごとに排出水中の濃度が定められています。

臭気指数による規制

- においがある物質は40万種類以上あるといわれています。
- においは通常、多数の物質からなる複合臭です。
- 近年では、多種多様な悪臭物質による複合臭が原因となる苦情や、特定悪臭物質以外の物質が原因となる苦情が増加しています。
- 臭気指数による規制は、人間の嗅覚を用いてにおいの程度を評価するため、においを全体としてとらえることができ、物質濃度による規制では補完できない複合臭や未規制物質によるにおいにも対応することができます。
- 臭気指数は、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したもので、試料を臭気が感じられなくなるまで無臭空気で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）の対数値に10を乗じた値です。

大阪府内市町村の規制基準値

①敷地境界線上の基準〔1号基準〕

臭気指数 10

②排出口の基準〔2号基準〕

2号基準値は、法で定められた計算式により求められた臭気排出強度または臭気指数です。

③排出水中の基準〔3号基準〕

規制基準値は、排出水から拡散した臭気の地上1.5mの高さでの最大濃度が1号規制基準を超えないよう、定めています。

臭気指数 26

Q&A

悪臭防止法は、どの様なものを対象としているのですか？

⇒ 事業活動に伴って悪臭を発生している工場や事業場に対して必要な規制を行っています。

工場からの悪臭で困ったときは、どうすればよいのですか？

⇒ 地元市町村の担当課まで、ご相談ください。

工場等の指導はどこが行うのですか？

⇒ 工場等に対する立入検査、指導などの事務は、市町村が行うことになっています。

◎詳しくは、市町村の担当課にお問い合わせください。

市町村名	担当課	電話番号
大阪市	環境規制担当	06-6208-8181
堺市	環境対策課	072-233-1101
岸和田市	環境保全課	072-423-2121
豊中市	環境保全チーム	06-6858-2525
池田市	広域環境をまもる課	072-752-1111
吹田市	環境保全課	06-6384-1231
泉大津市	環境課	0725-33-1131
高槻市	環境保全課	072-674-7111
貝塚市	環境政策課	072-423-2151
守口市	環境政策課	06-6992-1221
枚方市	環境公害課	072-841-1221
茨木市	環境保全課	072-622-8121
八尾市	環境保全課	072-991-3881
泉佐野市	環境衛生課	072-463-1212
富田林市	みどり環境課	0721-25-1000
寝屋川市	環境推進課	072-824-1181
河内長野市	環境政策課	0721-53-1111
松原市	環境予防課	072-334-1550
大東市	環境課	072-872-2181
和泉市	環境保全課	0725-41-1551
箕面市	環境政策課	072-723-2121
柏原市	環境保全課	072-972-1501
羽曳野市	環境衛生課	072-958-1111
門真市	環境対策課	06-6902-1231
摂津市	環境政策課	06-6383-1111
高石市	生活環境課	072-265-1001
藤井寺市	環境政策課	072-939-1111
東大阪市	公害対策課	06-4309-3000
泉南市	環境整備課	072-483-0001
四條畷市	生活環境課	072-877-2121
交野市	みどり環境課	072-892-0121
大阪狭山市	生活環境グループ	072-366-0011
阪南市	生活環境課	072-471-5678
島本町	環境課	075-961-5151
豊能町	環境課	072-739-0001
能勢町	地域振興課	072-734-0001
忠岡町	生活環境課	0725-22-1122
熊取町	環境課	072-452-1001
田尻町	生活環境課	072-466-1000
岬町	住民生活課	072-492-2001
太子町	安全環境グループ	0721-98-0300
河南町	環境・まちづくり推進課	0721-93-2500
千早赤阪村	住民課	0721-72-0081